


所管部課	総務部総務管財課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市指名競争入札参加有資格者に係る準市内業者取り扱い基準について		区分		
関係事項	条例規則	契約事務規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 目的 東大和市内に支店を資格者として登録している事業者について、その実態を確認することにより、入札等の公平かつ公正な運用に資することを目的とする。</p> <p>(2) 概要 実態を確認するために必要な要件を設け、届出に基づき、実態の確認を行う。要件を満たしていることが確認の取れた事業者については、準市内業者として取り扱う。 なお、要件を満たせない事業者については準市内業者とはならず、指名競争入札の業者選定等においては、その所在は、本店所在地に存するものとして取り扱う。</p> <p>(3) 施行日 平成27年2月1日</p> <p>(4) 今後のスケジュール 2月 3日 該当事業者に対し、現況届の提出依頼 3月16日 現況届の提出期限 3月末頃 現況届に基づき要件の確認を行い、結果を事業者に送付。 (必要に応じて、実態調査等を実施。) 4月1日 結果に基づいた、指名等の開始</p> <p>(3) 影響と効果 入札等の公平かつ公正な運用に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 平成26年度第13回指名業者選定委員会において協議済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。